（休業手当金）

第百十五条　法第七十条の規定により休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　略］

［2　略］

（育児休業手当金）

第百十五条の二　法第七十条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により育児休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　略］

［2　略］

3　第一項の請求に係る育児休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した育児休業手当金変更請求書に、育児休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

［4　略］

第百十五条の四　法第七十条の三第一項の規定により介護休業手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～七　略］

［2　略］

3　第一項の請求に係る介護休業の期間に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した介護休業手当金変更請求書に、介護休業の期間の変更に関する所属機関の長の証明書を添えて、組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　略］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十六条　法第七十二条の規定により弔慰金又は家族弔慰金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した弔慰金請求書又は家族弔慰金請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

二　組合員（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、被扶養者を含む。）の組合員等記号・番号

［三～五　略］

［2　略］

（休業手当金）

第百十五条　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～六　同上］

［2　同上］

（育児休業手当金）

第百十五条の二　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～八　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　同上］

［4　同上］

第百十五条の四　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三～七　同上］

［2　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［三・四　同上］

（弔慰金及び家族弔慰金）

第百十六条　［同上］

［一　同上］

二　組合員証（組合員の死亡の当時被扶養者であつた者が弔慰金の支給を受けようとするとき、又は組合員が家族弔慰金の支給を受けようとするときは、組合員被扶養者証を含む。）の組合員等記号・番号

［三～五　同上］

［2　同上］